

令和2年度 行政監査（随時）の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 行政監査
- 2 監査対象事項 市税の訪問徴収について
- 3 監査対象所属 財政経営部 収納推進課
- 4 監査実施期間 令和 2年12月24日

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>（2）訪問徴収が全ての納税者との関係で公平に行われないリスク</p> <p>① 滞納者を直接訪問して市税を徴収する訪問徴収は、これまで一般的に行われてきたことであり、納付機会の提供という面ではそれ自体が悪いというものではない。滞納者の数は多く、それに比して、徴税に関わる職員は限られており、その数はわずかであるため、全ての納税者に対して訪問徴収の方法により納付機会を提供することは不可能である。そこで、訪問徴収の対象とする滞納者を選定することが必要となり、この選定をどのようにして公平性が考慮された合理的なものとするかが重要となってくるものとする。他都市が行っている訪問徴収の状況なども参考にして、一般的に納税者からみて合理性が認められ、かつ、公平感を抱くことができるような徴収方法に改善すること。改善するに当たっては、次に掲げる事項に留意すること。</p> <p>ア 訪問徴収の対象となる納税者を選定するに当たっては、納税者の市税の納付状況や納付交渉の経過・内容などをその判断材料とすることになるため、納税者の納付状況や納付交渉の経過は可能な限り詳細に記録し、精緻なものとする。</p> <p>イ 訪問徴収の対象者の選定において、納付交渉の経過記録に基づき客観的に判断できる仕組みを作り上げること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 3月31日</p> <p>「四日市市滞納整理マニュアル」では、「臨戸折衝は、原則として文書や電話による催告に応じない者及び実態調査に切り替えたほうが処分の促進が図られる滞納者を対象とし、原則として高額・悪質などの優先事案から順次、実施するものであるが、滞納者の住所地等を考慮して計画的かつ効率的に行う。」と定めている。</p> <p>令和3年度からは、訪問徴収の対象とする滞納者の選定にあたって、税負担の公平性を根本とし、選定の合理性が分かるように、客観的かつ詳細に記録することを徹底していくこととする。具体的には、「督促催告や分納誓約への対応状況」及び「財産調査や滞納処分の実施状況」などについて記録し、滞納整理マニュアルにおいて訪問徴収の対象とする催告無視や滞納処分対象であることが判断できる仕組みとしていくこととする。</p>

<p>② 令和元年度に訪問徴収が実施された案件の中には20年以上にわたって訪問徴収を続けているものがある。このような案件の納付義務者には相当の資産を有するもの（固定資産税の課税者）も存在している。窓口等での納付や預貯金口座からの振替納付の方法に変更してもらえないか働きかけを行ってきたということであるが、結果として一定の資力のある者に対して20年以上にわたって行ってきた訪問徴収は、合理性に欠けるものであると言わざるを得ない。徴収方法における納税者間の公平性を考慮して、これらの案件について厳然とした態度で対処すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日</p> <p>訪問徴収は、自主納付を働きかけつつ、結果的に自主納付を続けることができなかった案件について確実な徴収方法として継続している。</p> <p>再度、自主納付を強く働きかけたところ、自主納付の意思を引き出したものもあり、引き続いて自主納付に向けて働きかけを継続していく。</p> <p>また、担税力があるにも関わらず、催告や交渉を無視するなどして納付意思が認められない滞納者には、予告通知のうえ根拠法令に基づいて滞納処分を執行していく。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 4年 3月31日</p> <p>訪問徴収の6件について、再度、自主納付を強く働きかけ続けたところ、指摘のような訪問徴収は取り止めることができた。</p> <p>また、担税力があるにも関わらず、催告や交渉を無視するなどして納付意思が認められない滞納者には、予告通知のうえ根拠法令に基づいて滞納処分を執行していく。</p>
<p>③ 訪問徴収の実施に当たっては、受領した現金に係る事故等の発生するリスクや納税者との間の不適切な関係が生まれるリスクを回避しつつ、徴収方法における公平性だけでなく、納付における公平性も考慮したうえで、引き続き、自主納付につながるようなきめ細かな対応に努めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日</p> <p>訪問徴収を実施する中においては、年間の分納計画を交渉のうえ、分納時期に事前連絡して徴収する計画性を基本としつつ、自主納付に向けて働きかけも継続していく。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 4年 3月31日</p> <p>訪問徴収の6件については、再度、自主納付を強く働きかけ続けたところ、指摘のような訪問徴収は取り止めることができた。</p>

2 3 E (経済性、有効性、効率性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 市税の徴収事務について【有効性の視点】</p> <p>令和2年7月に実施した定期監査と今回の監査を通じて、債権管理マニュアル及び滞納整理マニュアルを活用していることは確認したものの、市税の徴収事務を執行するに当たってその核となる基本的な指針が当課に確立されておらず、個別の事案ごとに対症的に事務処理がなされているように感じられた。税務行政の基本原則である租税法律主義と租税公平主義を踏まえた、徴収事務の執行における基本的な指針の確立に努めること。</p> <p>※ 租税法律主義とは、法律の根拠に基づくことなしには、国家は租税を賦課・徴収することはできず、国民は租税の納付を要求されることはないという原則をいう。憲法第30条、第84条に規定されている。</p> <p>※ 租税公平主義とは、税負担は国民の間に担税力に即して公平に配分されなければならない、各種の租税法律関係において国民は平等に取り扱われなければならないという原則をいう。</p>	<p>【措置済】 令和3年3月31日</p> <p>市税徴収の基本的な指針としては、四日市市債権管理推進本部で市税を含む公債権及び私債権について平成25年に「四日市市の債権管理に関する基本指針」を定め、債権の適正な管理と的確な回収に取り組むための基本的な考え方として「滞納の未然防止」、「滞納債権の回収」、「債権の整理」及び「制度の管理」を規定している。その基本方針を受けて、平成26年に「四日市市債権管理マニュアル」を定め、「債権管理の基本原則」、「徴収事務のフローと手続き、根拠法令」などを規定している。そして、収納推進課では、市税について、債権管理マニュアルと整合性を図る形で徴税事務における「四日市市滞納整理マニュアル」を見直している。さらに、令和2年度には、徴税事務について「滞納整理の主な業務フロー」を整理のうえ徹底を図ることとした。</p> <p>いずれも、税負担の公平性を根本とし、根拠法令を明示のうえ、生活維持や事業継続を観点として滞納事由や納付意思などに応じた対応方針のもと納付相談や分納誓約による滞納の解決を進める一方、担税力があるにも関わらず、催告を無視するなどして納付意思が認められない滞納者には、予告通知のうえ根拠法令に基づいて滞納処分を執行していく。</p>

<p>② 延滞金の徴収について</p> <p>令和元年度に訪問徴収が実施された案件の中に延滞金の徴収がなされていない案件が存在した。滞納市税と合わせて延滞金に係る納付交渉も行っているものの、延滞金には延滞金が課されず、徴収金は本税に優先的に充当しなければならない（地方税法第14条の5第1項）ことから、徴収した金額を全て本税に優先充当し、延滞金の徴収までには至らなかったとのことであった。延滞金は、納期限内に納付した納税者と滞納者との間の負担の公平を図るためのものであることを踏まえて、延滞金の徴収に向けた取組みを強化すること。</p> <p>※ 延滞金とは、市税において法定の納期限までに納付されなかった税額が発生した場合にその税額及び遅延した期間に応じて課されるものをいい、遅延利息の性格を有する。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日</p> <p>延滞金については、「四日市市滞納整理マニュアル」において「全額徴収が前提であって、やむを得ず減免処置に至る場合は法律・条例の規定に従い、適切に処理する。」と定めている。</p> <p>延滞金の徴収に向けた取組みの強化としては、税負担の公平性を根本とし、延滞金も含めて分納計画を交渉することをはじめ、本税完納時には確定延滞金の催告を行っていたが、令和3年度からは確定延滞金の未納が続く限り催告を継続していくとともに、担税力があるにも関わらず、催告を無視するなどして納付意思が認められない滞納者には、予告通知のうえ根拠法令に基づいて滞納処分を執行していくこととする。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 4年 3月31日</p> <p>訪問徴収の6件について、再度、自主納付を強く働きかけ続けたところ、指摘のような訪問徴収は取り止めることができた。</p> <p>そうしたうえで、延滞金の徴収に向けた取組みの強化としては、引き続き確定延滞金の未納が続く限り催告を継続するとともに、担税力があるにも関わらず、催告を無視するなどして納付意思が認められない滞納者には、予告通知のうえ根拠法令に基づいて滞納処分を執行していくこととする。</p>

リスク発現の可能性のあるもの

特になし